

業の廣く及ぶ事業労働者、必然的團結の要求は、
 必要とする。其の莫慮の存スル要は、民間事業團體
 の互對の團結、同法系、團體の爲に、殊更國家の名ヲ利
 用シテ、民衆ヲ欺満スルモノニ外ナラズ。他面ヨリ觀察スレバ、資
 本家と連合シ、資本家と互對運動ニ合流セントスル意圖ニ
 出テタルモノトハ、明カナルモノニシテ、如斯ク老摯ナル官僚的對
 策ノ結果、資本家と互對運動シタルモノニ外ナラズ。

2. 右所屬組織ニ對シテ互對運動展開ノ指令ヲ發スルコト、
 7. 互對運動ノ第一歩トシテ、本件與論ヲ喚起スル爲メ、
 此ノ事業日陳文主者、公會堂ニ於テ、官業労働者大会ヲ開
 催スル事ヲ決ス。

◎ 他向上层の運動

陸軍大臣及之顧問約一五〇名ノ組合員ヲ有スル他向上层
 ニ於テハ、早ク新聞紙ノ指導ニ依リ對策協議ヲス
 ルハ、必要ナリトシ、其ノ必要否、調査ノ上、具体策ヲ協議スル
 以上、詳述シ別紙ヲ如キニテ、幹部ヲ作製所屬組合員
 之、配布スルト共に、同組合理事、丹羽中左郎ヲシテ關係
 右者、労働問題ニシテ、ハ、月十二日午後八時二十分、
 ニテ上京セシメタリ。

4. 調査の爲メ、丹羽理事、急遽上京ス。
 労働組合法ヨリ官業労働者ヲ除外コトイフ新聞
 記事ニ對シテ、其ノ在テハ、其真相ヲ調査スベク急遽、丹
 羽理事ヲ上京セシメ、丹羽理事ハ、先少、一ニ陸軍省
 次ニ内務省ヲ訪問シテ、其ノ他、官省ヲ訪問シテ、其ノモ十五